

規 則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十八号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一号を加える。

九 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル別表第一の二第一号の表第二項から第六項までの規定中「既存の建築物の改築等」を「既存建築物の改築等」に改め、同表中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次のように加える。

太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるもの	(1) 当該太陽光発電施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 (2) 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後には跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。 (3) 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。 (4) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。 (5) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2, 000平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。 (6) 当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。ただし、(5)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。 (7) 当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に
----------------------------------	--

12		<p>著しい支障を及ぼすものでないこと。ただし、(5)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(8) 当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30パーセントを超えないものであること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。</p> <p>イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>(9) 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(10) 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(11) 支障木の伐採が僅少であること。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(12) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(13) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。</p>
----	--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第一の二第一号の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

3 平成二十八年六月三十日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の第十八条第九号の規定は、適用しない。